

木質ペレット燃料の格付の表示の様式及び表示の方法

1 適用範囲

この表示の様式及び表示の方法は、取扱業者及び外国取扱業者が日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 1 項及び同法第 30 条第 1 項の規定に基づき行う木質ペレット燃料の格付の表示の様式及び表示の方法を規定する。

2 格付の表示の様式

格付の表示の様式は図 1 とし、次の a)~f)のとおりとする。



図 1—木質ペレット燃料の格付の表示の様式

- a) 円の外径は、25 mm 以上としなければならない。
- b) 円の縁の幅は、円の外径の 1/20 としなければならない。
- c) JAS の文字の高さは、円の外径の 3/10 としなければならない。
- d) その他の文字の高さは、円の外径の 3/20 以上としなければならない。
- e) 認証機関名は、略称を記載することができる。
- f) 等級は、JAS 0030 に規定する表示の方法により記載しなければならない。

3 格付の表示の方法

包装の 1 個ごとに見やすい箇所に、又は送り状に付さなければならない。

制定等の履歴

制 定：令和5年6月15日農林水産省告示第 743号

制定文、改正文、附則等（抄）

- 令和5年6月15日農林水産省告示第 743号
令和5年7月15日から施行する。